

斜里町自治基本条例（案）の概要について

H24/11/30 現在

（１）条例について

- 斜里町自治基本条例（案）は、平成 24 年 9 月定例議会において提案し、現在、議会特別委員会で継続審議中であり、12 月定例議会において、議決される見込みとなっています。
- 斜里町自治基本条例（案）は、斜里町の自治の最高規範となるものであり、総合計画自体も従来の地方自治法ではなく、この自治基本条例を根拠に策定されることとなります。
- このため、総合計画の策定作業に臨むにあたっては、自治基本条例の内容と考え方を十分に把握しておく必要があります。

（２）条例の要点について

- 条例（案）について、総合計画の策定に関する要点としては、次のような考え方となっています。
 - ① 総合計画はまちづくりの最上位の計画であり、その下層に位置する個別行政の基本計画等は総合計画と整合性を図る。
 - ② 総合計画は、総合的かつ計画的な町政運営を図るために策定する。
 - ③ 町長（行政）は、総合計画の実現を目指した予算編成をする。
 - ④ 総合計画策定、行政運営全般において、公正かつ適切に情報提供・公開・共有がなされ、参加の機会が十分に確保される。
 - ⑤ 町民、議会及び行政の三者は、それぞれの役割と責任に応じた対等な関係の中で、相互理解と共通の目的、協働の精神をもって、まちづくりに取り組む。
 - ⑥ 総合計画（に基づくまちづくり）は、適切に進行管理され、評価される。

（３）主要な条項（案）について

- 総合計画策定に特に関係する条項は、次のとおりとなっています。但し、条項の文言は行政（案）であり、12 月議会協議で修正される可能性があります。

－ 1. 前文（抜粋）

町民一人ひとりが自分たちの地域は自分たちで治める自治の精神にのっとり、積

極的にまちづくりに参画し、みんなで手をたずさえて住みよい斜里町を築くため、自治の最高規範として、わたくしたちは、ここに斜里町自治基本条例を制定します。

－ 2. 基本理念（第 4 条）

- 1 町民は、自治の主権者であり、まちづくりの主体です。
- 2 議会及び行政は、町民の信託にもとづいて町政を進めます。
- 3 町民、議会及び行政は、それぞれの役割と責任を相互に認識しながら、ともに協力し、ともに考え、ともに行動してまちづくりに取り組みます。

－ 3. 基本原則（第 5 条）

町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に沿って、まちづくりを進めます。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 町民参加の原則
- (3) 協働の原則

－ 4. 町民の権利（第 6 条）

- 1 町民は、自治の主権者として町政に参加することができます。
- 2 町民は、議会及び行政が保有する町政情報を知ることができます。
- 3 町民は、自主的な活動を通してまちづくりに取り組むことができます。

－ 5. 議決事項（第 12 条）（抜粋）

議会は、計画的かつ透明性の高い町政運営を行うため、法の定めによるほか、次の事項を議決します。

- (4) 総合計画の基本構想及び基本計画

－ 6. 行政の責務（第 15 条）

- 1 行政は、執行機関としての権限にもとづき、自らの責任において誠実に職務を遂行します。
- 2 行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上に努めます。

－ 7. 情報共有の基本（第 17 条）

議会及び行政は、町政情報を適切に公開し、又は提供することにより、町民との情報共有に努めます。

－ 8. 説明責任及び応答責任（第 19 条）

- 1 議会及び行政は、町の政策等について、適切な方法により、町民にわかりやすく説明するよう努めます。
- 2 議会及び行政は、町民からの提案、意見及び要望について迅速かつ的確に対応するよう努めます。

－ 9. 情報公開（第 20 条）

議会及び行政は、町民の知る権利を保障し、町政について説明する責任を十分に果たすため、情報の公開を公正かつ、適正に推進します。

－ 1 0. 町民参加の基本（第 23 条）

- 1 議会及び行政は、町民等が町政に幅広く参加できるよう性別、年齢、地域等にも配慮し、多様な参加機会の確保に努めます。
- 2 議会及び行政は、町民等のまちづくりへの関心を高め、町政への参加が促進されるよう学習機会の提供に努めます。
- 3 議会及び行政は、町民等が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮します。

－ 1 1. 協働の推進（第 28 条）

- 1 町民、議会及び行政は、協働にあたって、相互理解のもと、共通の目的を持って、それぞれの役割を担いながら対等な関係を進めます。
- 2 議会及び行政は、協働の実効性を確保するための環境づくりを進めます。

－ 1 2. 計画（第 30 条）

- 1 町長は、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、総合計画を策定します。
- 2 町長は、総合計画の策定にあたっては、町民への情報提供と町民の参加機会の充実に努めます。
- 3 議会及び行政は、総合計画をまちづくりにおける最上位の計画として位置づけ、重要な個別行政の基本となる計画等の策定及び事業の実施にあたっては、総合計画と整合を図ります。
- 4 町長は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行います。

－ 1 3. 財政運営（第 31 条）（抜粋）

- 1 町長は、総合計画の実現を目指した予算を編成し、中長期的な財政見通しに留意しながら計画的かつ健全な財政運営に努めます。
- 2 町長は、町の財政状況並びに毎年度の予算及び決算に関する情報をわかりやすく公表し、財政運営の透明性の確保に努めます。

－ 1 4. 行政評価（第 32 条）

町長は、効果的かつ、効率的な行政運営を行うため、適切な評価基準にもとづく行政評価を実施するとともに、その結果をわかりやすく公表します。